

改訂版

第3次 清瀬市子供読書活動推進計画



清 瀬 市

はじめに

清瀬市では、平成２６年に策定された「第２次清瀬市子供読書活動推進計画」を受けて、地域と学校、そして図書館が連携し、子供たちの読書環境の整備に努めて参りました。

乳幼児と保護者が絵本の読み聞かせを楽しむ「ブックスタート事業」は、親子のコミュニケーションを図ることにつながっています。また、保育園や小学校における読み聞かせは、子供たちの表現力や想像力を養うのみならず、言葉や文字への興味・関心を高めることに役立っています。そして、中学生を対象に始まった知的書評合戦「ビブリオバトル」は、平成３０年度で３回目を迎え、取組の輪は小学生や高校生、大学生にまで広がり、読書活動を通じた交流が生まれています。

このような読書活動は、各教科の学力向上に効果的であると、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査の分析で示されています。また、豊かな感性や創造力を養う読書活動は、子供たちの健全育成に資する取組でもあります。

各校においては、学校図書館の整備を進めていくとともに、市内の公立図書館と連携を図り、より一層読書環境を整えることで、子供たちの読書習慣を形成し、読書をより身近なものにしていくよう、日々取り組んでいます。

「第３次清瀬市子供読書活動推進計画」は、これまでの取組を踏まえ、子供たちの読書活動が更に充実したものとなるように策定されたものです。

清瀬の子供たちが様々な機会において本に慣れ親しみ、読書を通じて言葉を学び、感性を磨くことで人生をより豊かに生きる力を養えるよう、今後、本計画を基にした読書活動の推進に努めて参ります。

平成３１年３月

清瀬市教育委員会教育長 坂田 篤

目次

第1章 「第2次清瀬市子供読書活動推進計画」の成果と課題

1 地域や家庭における取組	1
2 学校における取組	5
3 図書館における取組	8
4 今後の課題	12

第2章 「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」の基本的な考え方

1 計画の目的	13
2 計画の位置づけ	13
3 計画の対象	13
4 計画の期間	13

第3章 「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」の具体的な取組

1 地域や家庭における取組	14
2 学校における取組	19
3 図書館における取組	25

資料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	36
資料2 第3次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会設置要綱	38
資料3 第3次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会名簿	40
資料4 会議の経過について	41
資料5 図書館と読書に関するアンケート	42
資料6 各公共施設の図書館の状況	49
資料7 取組一覧	52

第1章 「第2次清瀬市子供読書活動推進計画」の成果と課題

清瀬市では、子供たちが自主的に読書に興味を向けられるよう読書の楽しさ大切さを伝え、本に出会うための環境整備や施策の推進に努めることにより、生き活きと生きていく力を育むことを目的として策定した「清瀬市子供読書活動推進計画」を更に発展させ、平成26年3月に「第2次清瀬市子供読書活動推進計画」を策定しました。

今回、「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」を策定するにあたり、この計画が実行性を伴う、より充実した計画となり、一人でも多くの子供たちに読書の素晴らしさを感じる機会が訪れるよう、第2次計画による成果と課題を詳細に検証しました。

1 地域や家庭における取組

子供に読書の楽しさを伝えるためには、年齢に応じた働きかけが必要です。特に乳幼児は家庭での親からの読み聞かせにより、親子のコミュニケーションを図ることができます。また、地域の読書環境を整えることで、子供たちが絵本に親しみ、成長するにつれて自分で読むことにつながっていきます。小学生になると学校生活の中で読書の機会は格段に増えますが、学校での読書活動とは違う読書の楽しさを伝えることで、より自発的な読書を促します。

公立保育園や学童クラブ、児童センター、子ども家庭支援センターでは、親子に読書の楽しさを伝えるための働きかけや、読書環境を整える取り組みを行ってきました。

(1) 公立保育園における取組

保育士が園児の年齢に応じて、絵本の読み聞かせを行っています。乳児には対面や保育士の周りに集まって、幼児には一斉に読み聞かせの時間を作り、年齢に合った絵本や行事を意識した絵本、紙芝居を読み聞かせています。年長児になると昔話を¹素話で聞かせることもあります。

日々の生活の中で年齢に合った読み聞かせをすることで、子供たちは色々な言葉を覚え、やがて文字にも興味が出てきます。

また、子供の成長度合いを見ながら、乳児には保育士の管理により、絵本を大切に扱うことを指導しています。自分で絵本を扱えるようになると、

¹ 物語を覚えて子供たちに語ること。「おはなし」「ストーリーテリング」ともいう。

自由に絵本を手にすることができるよう絵本ラックを設置しています。幼児には各クラスに絵本コーナーを設け、絵本を楽しめる環境を整えています。しかし、子供たちに人気のある絵本は、どうしても傷んでしまうため修理をしながら提供しています。

保育園の絵本だけでは補えない部分は、図書館の団体貸出を利用し色々な絵本を用意することで、子供たちは絵本への興味が広がります。

そして、各保育園には貸出図書コーナーがあり、自宅への貸出も行っています。絵本の題名を書くことが難しい外国籍の保護者に対応するため、絵本に番号を付与し、貸出ノートに記入する工夫も行っています。自宅でのお父さんやお母さんの読み聞かせは、保育士とは違う意味合いがあり、親子のスキンシップを図っています。



貸出図書コーナー



1歳児への読み聞かせ

（２）学童クラブにおける取組

指導員が育成時間の中で天候や児童の状況に応じて、絵本や紙芝居の読み聞かせを行なっています。

学童クラブで過ごす時間が短い学校授業日は、帰宅前の時間に紙芝居の読み聞かせを行います。上級生が読み聞かせをすることも多く、読み手と聞き手の両方を経験することから、読み聞かせが上手になり、音読にもつながっています。平成28年度より防犯や防災に関する紙芝居を購入し各学童クラブで読み聞かせをすることで、児童への啓発となっています。

学童クラブで過ごす時間が長い、夏休み・冬休み・春休みは、休憩時間の前に導入として本の読み聞かせを行っています。児童が聞くことに集中し、読み聞かせの内容が入りやすくなっています。

また、各学童クラブの育成室には、児童がいつでも読書ができるように、図書コーナーを設置し、人気がある図鑑や迷路の本を友達と一緒に見ることや、なぞなぞの本で友達と問題を出し合うなど、仲間と一緒に親しむきっかけとなっています。

図書館から 2 か月に 1 回程度、児童に人気のある図書や読み応えのある図書を 100 冊程借用し、図書コーナーに置いています。学童クラブにはない本に出会うことができ、図書館の存在や読書に触れるきっかけになっています。

平成 30 年度より児童の学年が 6 年生までに拡大となり、読み聞かせの実施時間や高学年向けの図書の整備が今後の課題となっています。

（３）児童センターにおける取組

ボランティア団体「「おはなし」あい愛」によるおはなし会（年 3 回）と、児童厚生員（指導員）による「ママと一緒に」（週 3 回）の中で、乳幼児対象の読み聞かせを定期的に行っています。乳幼児の保護者が読み聞かせの重要性を認識し、自宅で行う傾向があります。

また、子供たちが本に親しみやすい環境づくりのために、児童センター内に図書コーナーを設置しています。絵本、読み物、図鑑、季節のおすすめコーナー、コミック等、複数の担当者を決めジャンルごとに入れ替えをして整備しています。

全小学校で実施している²「放課後子ども教室推進事業」では、参加する子供たちの利用促進を図るため、各部屋の所蔵図書の入れ替えや本を増やしています。子供たちは遊びの合間に本を読み、図書を通じて指導員との距離が近くなっていますが、図書の入れ替えや増加に限りがあり、現在ある図書をいかにうまく利用していくかが課題となっています。



図書コーナー



「ママと一緒に」

（４）子ども家庭支援センターにおける取組

子育て支援事業の一つとして下宿・野塩・竹丘地域市民センター、清瀬

² 学校、地域の協力と理解のもと小学校の施設（教室・校庭等）を活用し、子供たちの安全安心な居場所を提供する事業。

けやきホール、ころぼっくる内に、就学前の親子と一緒に遊べる場所³「つどいの広場」を設置しています。「つどいの広場」は、乳児と保護者が地域へ出て行くきっかけとして大きな役割を担っており、子育てサービスなどの情報を発信するとともに、絵本に触れる機会にもなっています。

野塩、竹丘地域市民センター、清瀬けやきホール、ころぼっくるの「つどいの広場」では、月に1～2回、図書館職員と⁴図書館読み聞かせボランティアによる読み聞かせを行い、野塩・下宿地域市民センター内の「つどいの広場」では、毎日「つどいの広場」のスタッフによる読み聞かせを行っています。

市内5か所の「つどいの広場」では、保護者が子供に読み聞かせを行い、また、子供が手にとり眺めるために絵本を常に置いています。特に、ころぼっくるの「つどいの広場」では、ガラス壁面に毎月絵本をテーマに装飾を行い、その絵本を「つどいの広場」に置くことで、絵本に親しみやすいように工夫しています。

これらの取り組みは、子供にどのような絵本が好まれているかを知る情報源になり、保護者が読み聞かせを行うきっかけを作り、絵本を通じた親子関係のつながりを促進しています。



ころぼっくるガラス壁面



けやきホールつどいの広場

（５）家庭文庫における取組

自宅の一部を週に一度無料開放している家庭文庫「おやすみ文庫」は、幼児から小学 3、4 年生までが利用し、文庫内で読書をし、気に入った図書を借りていました。平成 27 年より、主催者の体調不良によりお休みしており、課題にしていた「おたのしみ会」は実施できませんでした。地域の子供たちからは再開を望む声もあり、体調回復後に再開を考えています。

³ 乳幼児を持つ親と子が気軽に集え、打ち解けた雰囲気ですぐ語り合える常設の広場。

⁴ 図書館事業のブックスタート関連で活動するボランティア。

2 学校における取組

学校の学級文庫や学校図書館等、子供たちが一番本に触れる機会が多いのは学校です。小学校、中学校、⁵学校図書館運営支援員、ボランティアそれぞれが児童・生徒に読書を身近なものにするように努力しています。

（１）学校図書館図書整備計画による取組

学校図書館図書整備計画は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 か年の計画で標準目標値の達成に向けて整備を進めてきました。それを引き継ぎ平成 30 年度 3 月現在では小学校の全校で⁶学校図書館図書標準を充足し、中学校も新たに 2 校、充足することができました。

（２）学校図書館運営支援員による取組

各学校に配属されている学校図書館運営支援員が学級担当の教員や保護者によるボランティアと協働し、学校図書館を支えています。図書の選書については担当教員と情報を共有し、児童・生徒の希望も募り魅力的な蔵書構成を目指しています。また、わかりやすい掲示物の作成、図書を探すことのできる書架の構成や、読み聞かせを次の読書につなげる工夫も各学校で行っています。



学校図書館書架



学校図書館展示

⁵ 学校図書館の運営整備をするために小学校・中学校に 1 名ずつ配属している。

⁶ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

（３）読書活動の取組

ボランティアの保護者の読み聞かせによる朝読書や⁷「清瀬の 100 冊」を活用した読書週間・読書月間が定着しています。主に読書感想文の指導に発展させ、「清瀬の 100 冊」の読書感想文コンクールや東京都や全国の各種の読書感想文コンクールへ応募したり、家庭学習の課題として音読を取り入れたりするなど、実際の読解指導に役立てています。



朝読書 読み聞かせ



清瀬の 100 冊

（４）学校図書館システムによる取組

学校図書館システムは主に、貸出・返却に利用しています。毎月月初めに前月の「学年クラス別貸出月報」を作成し、各学年の読書傾向や今後の対策についての参考にしています。また、督促を受け返却するために学校図書館を訪れ、次の貸出につながっていきます。



貸出掲示



貸出端末と利用者端末

⁷ 清瀬市の子供たちに読ませたい本を指導課主体で小学校・中学校それぞれ 100 冊選定し、冊子を配布し活用している。

（５）「清瀬の１００冊」による取組

平成 23 年度に教育委員会が作成した「清瀬の 100 冊」を平成 30 年度に改訂し、現在書店等で流通している本を選定することで、気に入った図書を実際に入手し何度でも読み返すことができるようになりました。また、「清瀬の 100 冊」読書感想文コンクールを開催し、優秀作品は教育委員会で表彰し、各小中学校の読書活動推進委員を中心に、国語科の指導においても読書活動の充実を図っています。



「清瀬の 100 冊」ブックリスト

（６）図書館との連携による取組

近くに図書館がある小学校を中心に、学級文庫と同様に学級単位で保護者のボランティアによる団体貸出を利用しています。また、特定のテーマによる調べ学習等、図書館の本の学習貸出も活用しています。

（７）新しい取組

平成 28 年度より中学生による⁸ビブリオバトルを開催し、平成 30 年度で 3 回目を迎えることができました。

また、学校図書館運営支援員と学校図書館担当の教員を構成員とする読書活動推進委員会を立ち上げ、年 3 回程度、研修・勉強会を行っています。

⁸ 公式ルールに沿った書評ゲーム

3 図書館における取組

ゲームやインターネットまた、塾や習い事など読書以外の時間が増え、子供たちの活字離れが言われて久しくなりますが、子供たちが本を読むことにより、豊かな感性や想像力を育て、自分で考え学び、生きる力を養うことができるよう、読書活動を推進する様々な活動を実施しています。

また、子供たちが生活する様々な場所で、本に気軽に触れ合える環境作りを目指しています。

(1) 資料収集事業による取組

子供にとっては、図書館に魅力のある資料を揃えることが大切です。新刊書の購入のほか、長く読み継がれる定番の図書の買い替えや、内容が古くなった知識の本の更新を行い、常に新鮮な書架の維持に努めています。また、夏休み前に各図書館でテーマを決め、新たに児童書を収集し展示を行うことにより、読書意欲を高めるよう努めています。

(2) 元町こども図書館による取組

児童書専門図書館として児童書の充実を行いつつ、子供たちがCDやDVDなどを利用することにより、視覚や聴覚から読書に関心を持ち、活字や図書への興味につながるよう、視聴覚資料の収集を行っています。また、市民と協働して行っている「スペシャルおはなしのじかん」(第5水曜日に実施)の開催により、図書館により親しむ場所を提供しています。



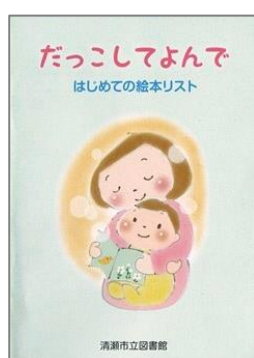
展示コーナー



スペシャルおはなしのじかん

（３）ブックスタート事業による取組

乳幼児とその保護者が、早い時期から絵本の読み聞かせを楽しむ⁹「ブックスタート事業」を、健康推進課と連携し平成 15 年度より開始しました。月に 1 回、1 歳 6 か月児健診の待ち時間に図書館職員と図書館読み聞かせボランティアの協働で、読み聞かせとブックリストの配布を行っています。さらに、平成 28 年度からは、家庭での読み聞かせのきっかけを作るため、3・4 か月児健診の受診者に絵本 1 冊とトートバッグを配布しています。多くの受診者に働きかけをすることができ、以前に比べ保護者が読み聞かせに理解を示すようになっていきます。



「だっこしてよんで」ブックリスト



配布絵本とバッグ

絵本 「ととけっこうよが あけた」
ましませつこ画 こぐま社刊



赤ちゃんとお母さんのための
おはなしのじかん



0・1・2歳児コーナー

ブックリストは 2～3 年に 1 回改訂を実施し、新刊絵本を加えながら、より多くの絵本を紹介できるように努めています。ブックリストに掲載し

⁹ 乳幼児健診の際に保護者に絵本の大切さを伝え、絵本やブックリストを手渡す事業。

た絵本は全て各図書館の¹⁰0・1・2歳児コーナーに設置し頻繁に貸し出されています。

また、子ども家庭支援センターが実施している「つどいの広場事業」では、月に1～2回「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」を行い、手遊びやわらべうた、絵本や紙芝居を読み聞かせすることで、乳幼児と保護者が絵本に親しむための機会を作っています。

（４）児童サービス事業による取組

昭和49年の図書館開設以来実施している「おはなしのじかん」、平成29年度より新たに始めた児童向けの「DVD上映会」、本を借りる際に配布したカードにスタンプを押す「読書スタンプラリー」、夏休み、冬休みや¹¹「子ども読書の日」の前後に図書館職員が読み聞かせと工作の指導をする「図書館子ども会」など、様々な児童サービス事業を通して子供たちの読書活動の推進に努めています。また、中高生に向けたティーンズコーナーでは専用席を設け、進路進学関連図書も常設するなど利用促進を図っています。



図書館子ども会



DVD 上映会

（５）障害のある子供への取組

平成28年度より東京都立特別支援学校の小学部2年生・6年生に対して絵本や紙芝居の読み聞かせを実施し、障害のある子供も障害のない子供と同じように、読書が楽しめる環境の整備に努めています。

¹⁰ 0・1・2歳児向けの絵本を集めて設置したコーナー。

¹¹ 平成13（2001）年施行の「子どもの読書活動の推進に関する法律」で4月23日を「子ども読書の日」と定めた。

（６）図書館広報事業による取組

図書館職員が小学校を訪問し、２年生を対象に図書館の紹介や¹²ブックトークを行う「学校訪問によるブックトーク事業」により、読書や図書館の魅力の広報に努めています。また、広報誌や図書館ホームページを活用して、印象に残る広報を目指しました。

（７）学校支援事業による取組

子供たちの読書活動を支援するために、学校への団体貸出を行っています。

また、子供の図書館利用や読書への意識を高めるきっかけになるよう¹³施設見学、図書館訪問を積極的に受け入れています。中学生の¹⁴職場体験では、図書館や本が身近に感じられるよう、仕事の内容を工夫しています。

（８）児童関連機関支援事業の取組

保育園や学童クラブへの児童書の団体貸出や、児童に関連する機関へのリサイクル図書資料の配布を行い、子供たちが市内の様々な場所で本と出会うことができる環境の充実を図っています。

（９）その他の取組

清瀬市教育委員会が発行している「清瀬の 100 冊」を平成 30 年度に改定するにあたり、夏休み前には掲載図書の差し替え分をすべて収集し、利用の促進に努めました。中清戸地域文庫室の運営に関しては、16 ミリフィルムによる映画会を実施しましたが、まだ施設の周知が十分とは言えず、今後も子供たちが参加しやすい夏休みや冬休みに、「図書館子ども会」や「DVD上映会」を実施しPRに努めます。

¹² 特定の主題について本を選び、内容や著者、主題そのものについて話し、読書の興味を喚起しようとする事。

¹³ 来館した児童・生徒に図書館利用方法・サービスの説明をし、図書館の見学を行う。

¹⁴ 事業所などの職場で働く事を通じて、職業や仕事の実際について体験し、働く人々と接する機会を作る学習活動。

4 今後の課題

地域と家庭における取組で、各施設共、いかに幅広い年齢の子供たちに対応した図書を収集していくかが課題です。子供たちに人気があり多く利用される図書ほど傷みが著しく、修理が追いつかず補充が十分にできない状況です。学童クラブでは、平成 30 年度より入会児童が 6 年生までに拡大しました。低学年と高学年の下校時間が異なるため、全員が揃う時間が少なくなり、また、高学年向けの図書の収集が必要になっています。

今後、図書館職員が図書を修理する技術を各施設の担当者に伝えることで、より長く図書を利用できるように努め、団体貸出を促進して各施設の図書コーナーの充実を図っていきます。

また、学童クラブ、児童センター主催の「放課後子ども教室」など学齢期の児童を対象としている施設は学校図書館と連携し、図書の貸借や共有を検討していきます。

学校における取組では、読み聞かせや壊れてしまった本の修理などを手伝っている学校図書館のボランティアが保護者の自発的な参加により成り立っているため、ボランティアが不在の学級もあり学校からの働きかけが必要となります。

学校図書館システムで全校の図書の所蔵状況は把握できますが、図書の絶対数から学校間の貸借は困難であり、学校と図書館間の配送システムを確立し、活発に図書館の学習貸出を利用できるようにすることが今後の課題です。

図書館における取組では、市内の学校への学習貸出、施設見学・職場体験の受入れや学校・保育園・学童クラブへの団体貸出、「図書館子ども会」など、子供たちが身近な場所で本を読むことができる環境を作り、図書館への興味を喚起する児童サービス事業を実施してきました。しかし、まだ学校や利用者への周知や広報活動が十分とは言えません。広報活動の再考とともに、今までの事業運営に関しても、より充実したものにするべく再度見直しが必要になっています。

図書館が中心となり、他の機関との連携を強化し情報の共有化を図ることが、子供の読書活動をさらに推進するために必要となります。

第 2 章 「第 3 次清瀬市子供読書活動推進計画」の基本的な考え方

1 計画の目的

清瀬市の子供たちが、自主的に読書に興味向けられるよう、読書の楽しさ大切さを伝え、本に出会うための環境の整備や施策の推進に努めることを目的とします。

2 計画の位置づけ

(1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)に基づき、清瀬市における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みの体系を示した「第 2 次清瀬市子供読書活動推進計画」(平成 26 年 3 月)の成果と課題を検証し、発展させた計画とします。

(2) 国が策定した「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成 30 年 4 月)及び、「第三次東京都子供読書活動推進計画」(平成 27 年 2 月)を基本とし、「第 4 次清瀬市長期総合計画」(平成 28 年 3 月)及び、「第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープラン」(平成 29 年 3 月)を踏まえての施策であり、子供の読書活動推進にあたっての総合的な計画とします。

3 計画の対象

計画の対象年齢は、0 歳からおおむね 18 歳までとします。

4 計画の期間

平成 31(2019)年度から令和 7(2025)度までの 7 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第3章 「第3次清瀬市子供読書活動推進計画」の具体的な取組

1 地域や家庭における取組

子供の読書習慣の形成のためには、子供への働きかけと同時に、保護者への働きかけも必要です。公立保育園、学童クラブ、児童センター、子ども家庭支援センターでは、読み聞かせを実施し、親子に対する読書活動の啓発を行うとともに、図書コーナーを設置し、地域での読書環境を整え、家庭での読書を推進していきます。

また、第2次清瀬市子供読書活動推進計画での取組を継続しつつ、地域で活動している子育て関連団体や、学校、図書館と連携し、より効果的な事業を検討していきます。

(1) 公立保育園における取組

① 読み聞かせ	継 続	子ども家庭部子育て支援課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
毎日継続して保育士による読み聞かせを行い、様々な言葉に触れ、イメージを広げる良い機会となり、言葉のやり取りを楽しむことができるコミュニケーションの場になっています。また、季節の行事に関連した図書は、園児たちの行事への意識を高める効果があることから、積極的に取り入れるようにします。		保育士が、年齢に応じた絵本を提供し、読み聞かせをするとともに、絵本の取り扱い方を教えていきます。図書館職員より図書の修理方法を学び、より良い状態の絵本を提供していきます。

② 図書コーナーの整備	継 続	子ども家庭部子育て支援課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
園児たちがいつでも本に触れられ、読書の楽しさを感じられるような読書環境を整えるため、全保育園に図書コーナーを整備します。		園児が自由に絵本を選べるように、各園幼児クラスに保育士が図書コーナーを設けます。

③ 団体貸出による図書コーナーの拡充	継 続	子ども家庭部子育て支援課
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
園内の図書コーナーでは図書に限りがあるため、できるだけ多くの保育園で定期的に図書館からの団体貸出を積極的に活用し、充実した図書の提供を行います。	図書館の団体貸出を利用し、図書コーナーの充実を図ります。園児が保育士と図書館に行き好きな絵本を借りることと合わせ、保育士が乳幼児のための絵本を借りに行くよう努めます。	

④ 図書の園外貸出	継 続	子ども家庭部子育て支援課
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
在園児の貸出コーナーや、 ¹⁵ 「子育てひろば事業」の図書コーナーによる保護者への園外貸出が好評の保育園を参考に、今後他の保育園での実施を検討します。	家庭での読み聞かせの機会を作るため、各園で絵本の貸出を実施します。「子育てひろば事業」の利用促進のため、園外での読み聞かせ事業などを検討していきます。	



2歳児への読み聞かせ



絵本ラック

¹⁵ 保育園で、育児をしている保護者に育児相談や遊びの場を提供している。

（２）学童クラブにおける取組

① 読み聞かせ	継 続	子ども家庭部子育て支援課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
指導員による絵本や紙芝居の読み聞かせを毎日行い、更に充実させていきます。あわせて、上級生によるお帰り前の読み聞かせも、児童に大変良い影響を与えているので、継続して行なっていきます。		夏休みの休息時間に行う図書の読み聞かせや、帰宅前の一斉指導に行う紙芝居の読み聞かせを、時間の工夫をしながら今後も継続していきます。

② 図書コーナーの整備	継 続	子ども家庭部子育て支援課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
図書コーナーは、子供たちの読書環境を充実させる上で、非常に重要なコーナーといえます。今後も積極的に図書コーナーの充実に努めていきます。		いつでも図書を手に取って読む事ができる身近な場所として、各学童クラブの施設現状に応じた図書コーナーを継続していきます。

③ 団体貸出による図書コーナーの拡充	継 続	子ども家庭部子育て支援課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
できるだけ多くの学童クラブで定期的に図書館からの団体貸出を活用し、図書コーナーの充実に努めていきます。		高学年を意識した図書や推薦図書などを積極的に取り入れ、色々な図書に出会えるよう今後も団体貸出を継続していきます。

（３）児童センターにおける取組

① ボランティア・サポーターによる読み聞かせ	継 続	子ども家庭部児童センター
第2次計画の取組		第3次計画の取組
ボランティア団体による、乳幼児を対象とした遊びや読み聞かせを、継続して実施していきます。		ボランティア団体による、乳幼児を対象とした遊びや読み聞かせを定期的に行えるよう、ボランティア団体との連携を密に行い、担当者を確保し、できるだけ多くの回数を実施できるよう働きかけていきます。

② 放課後子ども教室推進事業	継 続	子ども家庭部児童センター
第2次計画の取組		第3次計画の取組
全小学校で実施している、「放課後子ども教室推進事業」参加の子供たちに、図書の利用促進を図るため、学校ごとに所蔵している図書を定期的に入れ替え、子供たちが興味を持つような読書環境を整えていきます。		放課後子ども教室の図書を児童センターの図書と定期的に入れ替えし、また、図書館の廃棄図書等を活用して、魅力のある蔵書構成に努めます。

③ 図書コーナーの整備	継 続	子ども家庭部児童センター
第2次計画の取組		第3次計画の取組
図書コーナーを絵本・読み物・図鑑・季節のお勧めコーナー・コミック等のジャンルごとに整備し、子供たちが本に親しみやすい環境作りに努めていきます。 また児童厚生員（指導員）による、週に1回の乳幼児親子対象の読み聞かせのほか、今後小学生対象の読み聞かせを実施します。		週に1回開催している読み聞かせを通して、図書に親しむ機会を提供していきます。図書館から定期的に借用した絵本等を常時設置し、乳幼児と保護者が読書に親しむ環境を整えるとともに、読書に対する関心を充実させるため、スタンプ手帳等の作成を検討します。

（４）子ども家庭支援センターにおける取組

① 「つどいの広場」での読み聞かせ	継 続	子ども家庭部 子ども家庭支援センター
第2次計画の取組		第3次計画の取組
「つどいの広場」を利用している乳幼児とその保護者に、学生ボランティアや図書館の読み聞かせボランティアにより、本や紙芝居の読み聞かせを今後も継続して行い、更に充実した内容になるよう努めていきます。		「つどいの広場」を利用している乳幼児とその保護者に対し、図書館の読み聞かせボランティアや、「つどいの広場」のスタッフによる絵本や紙芝居の読み聞かせを、今後も定期的に行います。

② 「つどいの広場」での読書環境の整備	継 続	子ども家庭部 子ども家庭支援センター
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
市内5か所の「つどいの広場」で、保護者による読み聞かせや、児童が手に取って眺めることができる絵本を常に置き、絵本をテーマに装飾を行うなど絵本に親しみやすい工夫をしました。乳児用の絵本は、成長過程において好まれる本の幅が広く、本の選定に配慮が必要です。	市内5か所の「つどいの広場」で、保護者による読み聞かせや、子供が手に取って眺めることができる絵本コーナーを設置します。絵本に親しみやすい装飾の工夫や、成長過程に合わせた絵本を用意するなど絵本コーナーの充実に努めていきます。	

(5) 子育て関連団体による取組

① 子育て関連団体による読み聞かせ	新 規	子育て関連団体・図書館
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
	市内の子育て支援団体、人形劇団等の子育て関連団体が行っている読み聞かせによる読書活動と連携し、情報の共有に努めていきます。	

子育て支援団体

NPO 法人子育てネットワーク・ピッコロ

NPO 法人ウイズアイ

子どもに向けたおはなし会活動

「あかいかさ」

2 学校における取組

子供たちは本を読むことで、想像力や読解力を鍛え、他の立場の人や友達のことを考えるきっかけをつくることができます。学校という現場で、教員や学校図書館運営支援員、ボランティアの保護者の協働によって、学校図書館や学級文庫を充実させ、できるだけたくさんの本や物語に触れる機会を工夫していきます。

(1) 学校図書館の蔵書の整備による取組

① 学校図書館の蔵書の整備	継 続	教育部教育総務課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
今後、小中学校とともに文部科学省の定めた学校図書館図書標準を上回る蔵書数を目標とし、子供たちが手にしやすい読み物・文学のほかにも、学校ごとに特色ある蔵書構成を研究するとともに、質が高く、調べ学習に役立てることができるように特色ある蔵書構成を目指します。		中学校の全校において、文部科学省の定めた学校図書館図書標準の充足率100パーセント以上になるよう、引き続き蔵書の充実を図ります。また、小学校においては、質が高く、かつ、学校図書館が調べ学習の拠点の一つとなる蔵書構成を目指します。

(2) 学校図書館運営支援員による取組

① 図書の収集、保存、除籍	継 続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
学校図書館運営支援員により、子供たちが関心のあるテーマや、教科に即した図書の収集を行なっていきます。また、発行から年月を経た図書については、利用状況や記載されている内容の精査に努めた上で計画的な除籍を進めていきます。		教員と学校図書館運営支援員により、子供たちが興味のあるテーマや、調べ学習に活用する本の収集に努めていきます。また、教科書に掲載された作品を重点的に収集し、時流に合わない資料等は除籍、買い替えを行っていきます。

② 学校図書館の整備	継 続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
子供たちが図書を探しやすい書架の工夫、思わず読んでみたくなるような図書の展示など、図書の配列から破損した図書の修理、ポスターの掲示まで、学校図書館全般の整備を行なっていきます。		子供たちの興味を満たす書架づくりや、季節や行事によって壁面装飾等を工夫していきます。本の修理も図書館の講座を利用し、ボランティアと協働で行っていきます。

③ 読書相談	継 続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
読書経験によって、子供の本を読む力は大きく異なってきます。その子供の読書力に相応しい図書を紹介し、更に読書への興味が広がるような読書相談を行ないます。また、図書館職員との連携により、図書の出版情報や子供たちの読書傾向の情報を共有し、互いに協力して読書活動の推進に努めます。		教員との連携を図り、子供たちの好みや個々の読解力にふさわしい本を紹介していきます。複数の図書を併せて提供するように工夫し、より多くの本に興味を持つように働きかけていきます。

④ ボランティアとの協働体制の確立	継 続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
書架の整理、図書修理、読み聞かせなどをするボランティアを保護者から募り、協働して読書活動の推進を図ります。		教員との連携により書架整理、図書修理、読み聞かせなどを行うボランティアを、保護者や市民から募り、協働して読書活動の推進を図ります。

⑤ 読書活動推進委員会	継 続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組
「ビブリオバトル」の研修等、学校図書館を担当する教職員のニーズに応じた研修を行い、担当教員等のスキルアップに努めてきました。		学校図書館運営支援員と学校図書館担当の教員を構成員とする、読書活動推進委員会を活用し、研修・勉強会を行い情報交換に役立てていきます。

(3) 読書活動の取組

① 「朝読書」の実施	継 続	公立小中学校
第2次計画の取組		第3次計画の取組
全校で行なっている朝読書は、ボランティアの保護者等による読み聞かせなど充実が図られ、また1校時目への授業の導入がスムーズになる効果が確認されていることから、今後も継続して行なっていきます。		朝読書ではボランティアによる読み聞かせを行っている学級もあり、今後ボランティアの依頼を学校から働きかけ全学級で実施できるよう努めます。

② 読書感想文	継 続	公立小中学校
第2次計画の取組		第3次計画の取組
読書推進委員会で紹介された図書や、青少年読書感想文コンクールの課題図書などを参考にし、夏休みの読書感想文のうち良い作品は、コンクール等に出品し子供の自信につなげ、読書活動を豊かにしています。		優秀な作品はコンクールに出品し、子供たちが読書をする動機づけになっています。文章を書くのが苦手な子供にも参加できるよう指導していきます。

③ 読書週間	継 続	公立小中学校
第2次計画の取組		第3次計画の取組
主に「清瀬の100冊」を基にして、読書週間や読書月間には読み聞かせを充実させ、読書と向き合う期間を設けていきます。		教員自身が「清瀬の100冊」を読み、良さや魅力を子供たちに知らせ、読書を促していきます。

④ 音読	継 続	公立小中学校
第2次計画の取組		第3次計画の取組
小学校の低・中学年を中心に国語の授業で取組んでいる音読は、文章を読む力と正確な日本語を話す効果があり、家庭学習においても推奨していきます。		家庭学習の中で事前に音読をすることは、授業でのスムーズな音読や読解に役に立つことから、今後も推奨していきます。

(4) 学校図書館システムによる取組

① データベースの作成	継 続	教育部指導課・公立小中学校
第2次計画の取組		第3次計画の取組
一般の書店で流通している図書のほか、地域や郷土に関する資料もデータベースに登録し、書名や著者名、出版社やキーワードにより、子供たちが全校の図書館の図書を検索できるようにします		市内の小学校・中学校の所蔵状況をそれぞれの学校から検索できるデータベースは、今後も活用し、整備を続けていきます。

② 各種統計データ	継 続	教育部指導課・公立小中学校
第2次計画の取組		第3次計画の取組
学校図書館システムにより、学校別の貸出点数や分野別の貸出点数など、これまで把握できなかった統計データを出すことができるようになったので、データを分析し、より活発な読書活動につなげていきます。		図書室での閲覧など、統計に反映されない利用もありますが、貸出の統計を分析することで利用の傾向を把握し、資料の収集や読書相談に反映していきます。

③ 学校図書館システムの活用	継 続	教育部指導課・公立小中学校
第2次計画の取組		第3次計画の取組
学校図書館を利用する教員、児童・生徒の予約・貸出・返却のほか、所蔵している図書の検索など読書に関する様々な活動（使用教科書に合った調べ学習、図書購入時の選書補助、所蔵図書の把握・廃棄等の蔵書管理）に、学校図書館システムを活用していきます。		主に、貸出・返却で利用している学校図書館システムですが、検索をすることで小学校・中学校の所蔵状況もわかることから選書や除籍の際も活用していきます。

(5)「清瀬の100冊」による取組

① 「清瀬の100冊」による読書活動の推進		継続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組	
平成23年度に清瀬市教育委員会が作成した「清瀬の100冊」と名付けたお勧め図書の概要をまとめた「本はともだち」（小学生用）、「読書の旅」（中学生用）の活用により、今後も読書活動の推進に努めていきます。		平成30年度に改訂した「清瀬の100冊」（小学校版「本はともだち」、中学校版「読書の旅」）は、夏休みの読書感想文、読書週間・読書月間に活用していきます。	

② 「清瀬の100冊」による読書感想文コンクール		継続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組	
平成25年度から指導課の事業として始まった「清瀬の100冊」読書感想文コンクールを、今後も継続し充実させていきます。		「清瀬の100冊」の読書感想文コンクールを、今後も継続し充実させていきます。	

③ 「清瀬の100冊」の改訂		継続	教育部指導課
第2次計画の取組		第3次計画の取組	
小学校は平成23年4月から中学校は平成24年4月から実施されている学習指導要領は、国語をはじめ各教科で言語活動の充実を掲げており、その基礎となる読書活動を更に推進するため、平成27年度に「清瀬の100冊」の改訂を予定します。		すでに絶版になり、手に入らなくなった図書の代替え等が必要となった際に改定を行っており、平成30年3月に改訂版を配布しました。また、家庭学習での活用のためホームページでの周知も行っています。	

（６）図書館との連携による取組

① 団体貸出による図書の拡充	継 続	公立小中学校
第２次計画の取組		第３次計画の取組
図書の選定や貸出・返却、そして搬入搬出は保護者によるボランティアが行っています。学校図書館にも本はありますが、休み時間や授業の後に気軽に手に取ることができることから、図書館から各学級への団体貸出を継続していきます。		休み時間や授業の後に気軽に手に取ることができることから、図書館から各学級への団体貸出を継続して利用していきます。

② 学習貸出による資料の補充	継 続	公立小中学校
第２次計画の取組		第３次計画の取組
教科書の内容をより深く学ぶこと、或いは移動学校や修学旅行で訪れる街を事前に調べることで、それぞれが子供たちにとって大変意義深いものとなります。 今後も授業で利用する補助教材については、図書館からの学習貸出により、学校図書館の蔵書で足りない部分を補っていきます。		今後も図書館からの学習貸出により、学校図書館の蔵書で足りない部分を補っていきます。また、図書館と学校を結ぶ配本システムの構築を進めていきます。

（７）新たな取組

① ビブリオバトル	継 続	教育部指導課・公立小中学校
第２次計画の取組		第３次計画の取組
バトラーの応援には、学校関係以外の中学生の入場者も多くみられ、ビブリオバトルが浸透してきています。 (平成 28 年度より実施)		高校や大学との協働等さまざまな形でビブリオバトル（書評会）を研究し、今後も継続していきます。

3 図書館における取組

子供たちの多様な要望に応えるべく、良質な資料の収集と提供にさらに努めます。

読書が子供たちの日々の生活に根差すよう、市内の教育機関、市民団体との連携を図り、図書館が子供たちにとってさらに魅力のある場所になるよう努力していきます。

(1) 資料収集事業による取組

① 児童用資料の収集と保存	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
児童用図書の出版情報を幅広く活用し、子供たちの読書に対する意欲に応えられるような良書の収集と保存を積極的に図っていきます。		児童用図書の出版情報を幅広く活用し、子供たちの読書に対する意欲に応えられるような良質な図書の収集と保存を積極的に図っていきます。図書の収集にあたっては、全館の所蔵状況もしっかりと把握し、蔵書構成の十分な配慮に努めます。

② 特別展示用図書の収集	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
毎年夏休み前に、各図書館のテーマに沿った児童用図書を集中的に収集し、特別展示を行うことで利用の促進に努めていきます。		毎年夏休み前に、各図書館のテーマに沿った児童用図書を集中的に収集し、特別展示を行うことで利用の促進に努めてきましたが、今後は子供たちが本に対してより興味を持てるようなテーマを研究するとともに、中学生や高校生を対象とした図書の収集や展示にも幅を広げていきます。

(2) 元町こども図書館による取組

① 児童用視聴覚資料	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
児童専門図書館として図書資料だけでなく、子供たちが音楽や映像を通して活字の世界に興味を持つように、児童向けのCDやDVDの視聴覚資料も収集し、館内視聴サービス、貸出サービスを行っています。		児童専門図書館として図書資料だけでなく、子供たちが音楽や映像を通して活字の世界に興味を持つように、児童向けのCDやDVDの視聴覚資料も収集し、館内視聴サービス、貸出サービスを行っています。また、子供を対象としたDVD 上映会の実施のため、上映権が付与され大勢での鑑賞に適した作品も収集していきます。

② スペシャルおはなしのじかん	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
図書館職員が行っている「おはなしのじかん」とは別に、子どもに向けたおはなし会活動や家庭文庫の主催者による「スペシャルおはなしのじかん」を毎月1回実施し、市民との協働で子供たちの読書活動を推進していきます。		図書館職員が行っている「おはなしのじかん」とは別に、子どもに向けたおはなし会活動や家庭文庫の主催者による「スペシャルおはなしのじかん」を第5水曜日に実施し、市民との協働で子供たちの読書活動を推進してきましたが、定期的な実施が困難になったため、実施方法を改めて検討します。



スペシャルおはなしのじかん掲示

(3) ブックスタート事業による取組

① ブックリストの作成	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
平成 15 年から図書館が発行している乳幼児向けのブックリスト「だっこしてよんで」を、できる限り新しい図書の紹介ができるよう、定期的に改定していきます。		平成30年12月に6冊目のブックリスト改訂版を発行しました。各図書館、「つどいの広場」、1歳6か月児健診で配布しています。今後、さらに配布場所を拡大していきます。

② 読み聞かせとブックリストの配布	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
平成 15 年より健康推進課と連携し、毎月1回1歳6か月児健診の際に図書館読み聞かせボランティアとの協働で、図書館紹介と絵本の読み聞かせを行い、あわせてブックリスト「だっこしてよんで」を配布しています。ブックスタート運動が市民に浸透するよう、今後も継続していきます。		3・4か月児健診の際、絵本を配布し家庭での読み聞かせのきっかけを作った後、1歳6か月児健診において、色々な絵本を紹介することにより、家庭での読み聞かせを継続するよう働きかけていきます。

③ 赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
野塩・竹丘地域市民センター、清瀬けやきホール、児童センター内の「つどいの広場」で、毎月1回市民との協働事業として実施している「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」は、参加した方の評判が良いことから、今後実施回数の拡充を検討していきます。		今後も継続して乳幼児親子に絵本や手遊び、わらべうたの楽しさを伝え、家庭での読み聞かせにつなげていきます。

④ ブックスタート用図書の収集	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
ブックリスト「だっこしてよんで」で紹介したり、「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」の読み聞かせに利用した図書は、ブックスタート事業の効果を得るため、市民に提供できるよう収集に努めていきます。	ブックリスト「だっこしてよんで」で紹介した絵本や、「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」の読み聞かせに利用した図書の収集に努め、利用の促進を図っていきます。	

⑤ 図書館読み聞かせボランティアの育成	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
1歳6か月児健診の際の読み聞かせや、「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」を市民との協働事業として実施するため、図書館読み聞かせボランティアの育成に努めていきます。	今後も継続して月に1回の定例会を実施し、活動報告や情報交換をするとともに、読み聞かせのスキルアップを図るため勉強会を実施し、図書館読み聞かせボランティアの育成に努めていきます。	

⑥ 本とバックの配布	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
家庭での読み聞かせにより親子のコミュニケーションを図るため、平成28年度より、3・4か月児健診時にトートバックと3種類の絵本の中から1冊を配布し、受診された方に大変喜ばれています。 (平成28年度より開始)	今後も継続して絵本とトートバックを配布し、配布状況を見ながら年度ごとに配布する3種類の絵本を見直していきます。	

(4) 児童サービス事業による取組

① 乳幼児から小学生向け展示コーナーの整備	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
毎月、子供たちの目につきやすく手に取りやすい場所に、季節や子供たちが興味を持ちそうなテーマを決め、駅前図書館を除く図書館5館に設置して利用の促進に努めています。	これからもテーマの選定やPOPの作成など展示方法を工夫し、子供たちの読書の幅が広がるような展示を実施します。	

② ティーンズコーナーの整備	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
利用が極端に少ない中高生に少しでも図書館に興味を抱いてもらえるよう、中央図書館に10代の読者を想定した小説や雑誌を集めたティーンズコーナーを平成21年度に設置し、あわせてお勧め図書を掲載した「Teens Joy」を年4回発行しています。 まだ十分な効果を得られていないことから、コーナースペースの拡張や進学案内関係書の設置、手書きポップによる新刊書の紹介など、PRや展示方法を工夫して利用促進に取り組んでいきます。	勉強や部活で多忙な日々を過ごす中高生に、読書や学習の空間を提供し、調べ学習にも対応できるよう、資料の充実や図書館職員の専門知識の向上に努めます。 職場体験や職場訪問に訪れた生徒と積極的に情報交換を行い、ニーズの把握に努めていきます。	

③ おはなしのじかん	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組	第3次計画の取組	
図書館開設以来、最も長く実施している児童サービス事業ですが、参加する子供たちが減少傾向にあるため、実施日時や内容、PR方法の見直しを行います。	子供たちが来館しやすい水曜日の実施に全館統一しましたが、効果が表れないため再度実施日時の検討を行うとともに、担当職員の一層のスキルアップを図っていきます。	

④ 図書館子ども会	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
読書に興味を持つきっかけとなるよう「子ども読書の日」や夏休み・冬休みなど季節に沿って、図書館職員による読み聞かせのほか、科学あそびや手作り工作などを行う「図書館子ども会」を実施しています。今後も本の紹介を兼ね、図書館に親しんでもらえるよう努めていきます。		今後は他の教育機関との連携も検討し、子供たちの興味・関心に応えられる「図書館子ども会」を目指します。

⑤ 子ども映画会	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
10年程実施していなかった名作物語の16ミリ映画会を定期的を開催し、子供たちが映像をきっかけに図書に興味に向かうよう、原作の紹介や展示による利用促進に努めていきます。 (平成29年度より開始)		DVD上映会の際に他の子供向け事業に関するPRにも努めます。また、これまで図書館を利用していなかった子供と保護者が、映像から図書に興味を持つような事業運営を図ります。

⑥ 読書スタンプラリー	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
「子ども読書の日」に併せて実施している、1回図書を借りると配布したカードにスタンプを押す「読書スタンプラリー」は、子供たちの読書意欲を大いに高める効果があります。今後、読んだ図書の感想や自身がイメージした物語の主人公のイラストなどを館内に掲示し「読書スタンプラリー」が終了した後も読書への興味が続くよう、事業の拡充を図っていきます。		期間中に、お気に入りの本の感想や描いたイラストも受付け、館内に掲示して事業の周知に努め、小学校中高学年の児童にも広く参加意欲の湧く事業内容を検討していきます。

(5) 障害のある子供への取組

① ハンディキャップサービス	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
ハンディキャップサービスの一環として、児童用録音図書の作製や、対面朗読、郵送貸出など、障害のある子供も障害のない子供と同じように、今後も読書を楽しめる環境を整備していきます。 (平成 28 年度より開始)		本を読むことに支援が必要な子供たちのため、さわる絵本や大活字本、LLブックなどの多様な形態の資料の収集に努めていきます。 東京都立清瀬特別支援学校にて実施している小学生を対象にした読み聞かせについても、担当教員と意見を交換しながら、サービスの一層の拡充を目指します。

(6) 図書館広報事業による取組

① 学校訪問によるブックトーク	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
小学校2年生を対象に、学校を訪問し図書館紹介とともに、本の紹介をするブックトークや読み聞かせ、素話等を行っています。高学年の保護者から要望もあり、どのように応えられるのか、職員の確保と高学年向けのブックトーク技術の向上も含めて研究していきます。		学校訪問によるブックトークは継続し、図書館職員が各学校の読書活動や環境を把握することで、学校との連携が深まるとともに図書館運営の参考としていきます。

② 各種媒体を利用した広報活動	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
図書館が実施する読書活動推進事業を、市報やポスターのほか、図書館ホームページや図書館内に設置している利用者用端末機、おしらせのメールサービスなど様々な媒体を利用し、積極的にPRしていきます。		図書館が実施する事業に関し、市報、図書館・市役所のホームページやポスターなど様々な年代の方に分かりやすく、印象に残る広報を目指します。また、市のTwitterやFacebookも活用し、より多くの方へ情報が届けられるような広報活動に努めていきます。

(7) 学校支援事業による取組

① 団体貸出	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
学校図書館まで行かなくても、休み時間などに気軽に教室で読書が楽しめるよう、公立小学校の学級単位に、最大100冊、2か月間の団体貸出を行なっています。今後、貸出し時期や対応する図書館の調整を効率よく行ない、更に多くの学級へ貸出していきます。		多くの学校にこのサービスを利用いただけるよう、図書館の調整を行いながら、学校への周知を定期的に行い、更なる利用促進に努めます。

② 学習貸出	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
調べ学習や教科学習の補助資料として、学校図書館だけでは対応できない図書を、一定期間学校へ貸出しています。各学校教員への周知と、学習内容の相互理解を深め利用促進に努めます。		現在は電話または来館のみの受付ですが、今後は申込方法の簡略化と、これまでの課題であった学校への配送・集配サービスの実現を目指します。

③ 施設見学・職場訪問	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
小学生の社会科見学、中高校生の職場訪問を積極的に受け入れています。小学生の見学の際は、読み聞かせにより読書の素晴らしさを伝えるとともに、利用者用端末機の使い方など図書館の利用法を、また中高校生には普段触れる機会が無いバックヤードでの仕事も含め、図書館全体を理解できるよう説明し、図書館の利用促進に努めていきます。		児童・生徒が図書館を身近に感じ、また図書館への関心と本を読むことへの興味につながるよう、積極的に取り組んでいきます。

④ 職場体験学習	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
中高校生や職場体験学習を積極的に受け入れ、図書館サービスに実際に携わること、仕事に取り組む姿勢ややり遂げた時の喜びとともに、図書館がより身近に感じられるよう努めていきます。		図書館業務を実際に体験し、その体験や知識が学校や友人に伝わり、また、本を紹介するための手書きのポップ作成など多くの本と深く触れ合う事により、読書への興味や関心につながる体験学習を目指していきます。

⑤ 学校図書館運営支援員との情報の共有	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
学校図書館運営支援員と図書館職員が連絡を密にし、新刊の出版状況から今現在の所蔵状況、子供たちの読書傾向まで、それぞれの情報を共有することで、より良い読書環境を整えられるように努めます。		今後は、より交流する機会を設け、子供の読書傾向の状況などの情報も共有し、子供たちの読書の意欲に応えられるよう努めます。また、破損した図書の修理方法の指導等、要望に応じて図書館職員が支援します。

(8) 児童関連機関支援事業の取組

① 団体貸出	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
それぞれの機関の図書コーナーが少しでも充実するよう、最大 100 冊、2 か月間の団体貸出を行っていきます。		特定の館に利用が集中しないよう、全館の蔵書のバランスを見ながら実施していきます。

② リサイクル図書の提供	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
市民から寄贈された児童書や図書館で廃棄した児童書を、児童関連機関と連携して積極的に再活用を行なっていきます。		市民からの寄贈や図書館で廃棄した児童書をリサイクル図書として提供し、子供たちが市内の様々な場所で本に出会う環境作りを推進します。

③ 図書の修理	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
壊れてしまった、あるいは傷んでしまった図書の専門的な修理方法を、それぞれの機関の担当者に図書館職員が指導していきます。		生涯学習スポーツ課の実施する「清瀬出前講座」を通して、広く図書の専門的な修理方法を、図書館職員が指導していきます。

(9) その他の取組

① 「清瀬の100冊」による読書活動の推進	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
「清瀬の100冊」の改訂にあたっては、速やかに掲載図書を収集し、読書活動の推進に努めます。		平成30年改訂により追加された図書については、すでに収集し利用者に提供しています。小中学生の一層の利用を促進するため、展示時期や展示方法についても工夫します。

② 中清戸地域文庫室の運営	継 続	教育部図書館
第2次計画の取組		第3次計画の取組
中清戸地域市民センター内の「中清戸地域文庫室」は、地域の中学生までの子供たちが読書や勉強に利用できるように設けました。まだ利用が十分でないことから、今後PRに努め、設置してある図書も定期的に入れ替えるようにします。		市民への周知がまだ十分でなく利用が限られています。 施設が有効的に利用されるよう、夏休み・冬休み等に子供向け事業を実施するなど、施設の周知に努めていきます。

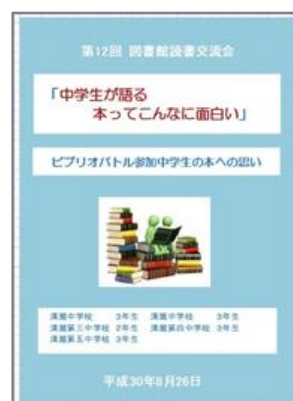
(10) 新たな取組

① 図書館読書交流会	継 続	教育部図書館	
第2次計画の取組		第3次計画の取組	
講師が紹介する図書を通して市民の読書への興味を喚起し、あわせて参加者の交流を図ることを目的として、図書館読書交流会を実施しています。毎年夏休み期間に児童や生徒を対象とした会を開催していますが、まだ参加は多くありません。 (平成 27 年度より開始)		小中学校とも連携した広報活動を検討し、より多くの方が参加できるように読書を通して児童や生徒の交流の輪を広げていきます。	

② 公立保育園での読み聞かせ	継 続	教育部図書館	
第2次計画の取組		第3次計画の取組	
子育てひろば事業として、園児や保護者に図書館の利用について周知し、絵本の読み聞かせにより幼いころから本に親しむよう努めています。 (平成 26 年度より開始)		現在実施している2園以外の保育園に参加を呼びかけ、さらに事業の拡充を図ります。	



清瀬の100冊



読書交流会配布物

〈資料 1〉 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

施行：平成 13 年 12 月 12 日

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）

を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

＜資料２＞第３次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会設置要綱

（設置）

第１条 子供の読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）第９条第２項に基づき第３次清瀬市子供読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するため、第３次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条 委員会は、読書活動推進計画の策定に関する事項について検討する。

（構成）

第３条 委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- （１）教育部長
- （２）子ども家庭部子育て支援課 課長
- （３）子ども家庭部子育て支援課 学童クラブ係長
- （４）子ども家庭部子育て支援課 保育園長
- （５）子ども家庭部児童センター センター長
- （６）子ども家庭部子ども家庭支援センター センター長
- （７）教育部指導課 統括指導主事
- （８）教育部教育総務課 課長
- （９）教育部教育総務課 学務係長
- （１０）清瀬市校長会 校長
- （１１）学校図書館運営支援員
- （１２）市民 あかいかさ主催
- （１３）教育部図書館 館長
- （１４）教育部図書館 副参事

（任期）

第４条 委員の任期は、第２条に掲げる任務が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

２ 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は委員長の指名により選出する。

３ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

＜資料３＞第３次清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会名簿

	所	属	氏 名
1	教 育 部	教 育 部 長	石 川 智 裕
2	子ども家庭部子育て支援課	子 育 て 支 援 課 長	佐 藤 信 明
3	〃	学 童 ク ラ ブ 係 長	須 田 文 子
4	〃	乳 児 保 育 園 長	原 島 洋 子
5	子ども家庭部児童センター	セ ン タ ー 長	白 石 智 秀
6	子 ど も 家 庭 部 子ども家庭支援センター	セ ン タ ー 長	渡 辺 研 二
7	教 育 部 教 育 総 務 課	教 育 総 務 課 長	細 山 克 昭
8	〃	学 務 係 長	新 路 真 希
9	教 育 部 指 導 課	統 括 指 導 主 事	馬 場 一 平
10	清 明 小 学 校	校 長	菊 地 俊 一
11	清 瀬 第 十 小 学 校	学校図書館運営支援員	菅 原 真 弓
12	市 民	子 ど も に 向 け た お は な し 会 活 動 あ か い か さ 主 催	春 日 サ ツ
13	教 育 部 図 書 館	図 書 館 長	伊 藤 高 博
14	〃	図 書 館 副 参 事	渡 辺 明 夫

<資料4> 会議の経過について

第1回 平成30年10月3日(水)中清戸地域市民センター 会議室

- (1)副委員長選出
- (2)計画策定までのスケジュール
- (3)第2次清瀬市子供読書活動推進計画の検証

第2回 平成30年11月1日(木)健康センター 第2会議室

- (1) 第2次清瀬市子供読書活動推進計画の検証結果について
- (2) 第3次清瀬市子供読書活動推進計画の取組について

第3回 平成30年11月21日(水)中清戸地域市民センター 会議室

- (1)庁議の報告
- (2)第3次清瀬市子供読書活動推進計画の具体的な取り組み
- (3)第3次清瀬市子供読書活動推進計画の体裁

第4回 平成30年12月20日(木)第2委員会室

- (1)代表者会議について
- (2)パブリックコメントについて
- (3)第3次清瀬市子供読書活動推進計画の素案最終確認について

第5回 平成31年2月14日(木)健康センター 第2会議室

- (1)パブリックコメントの意見について
- (2)巻末資料について
- (3)第3次清瀬市子供読書活動推進計画の素案最終確認
- (4)計画期間中の取り組みの見直しについて

＜資料5＞ 図書館と読書に関するアンケート

図書館では利用者の読書傾向を測るため、来館した子供と保護者に対し、下記のアンケート調査を実施しました。この結果を精査し今後の第3次清瀬市子供読書活動推進計画に役立てていきます。

1 実施日 平成30年11月24日(土)から平成30年12月2日(日)
月曜日を除く8日間

2 実施場所 市内図書館

3 対 象

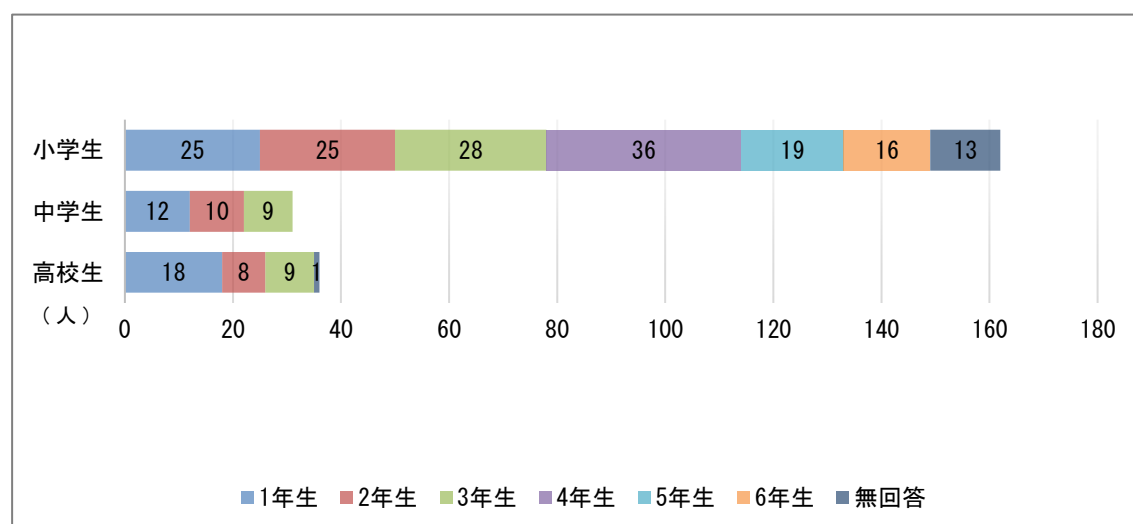
- (1)小学生から高校生まで
- (2)保護者

4 回収数

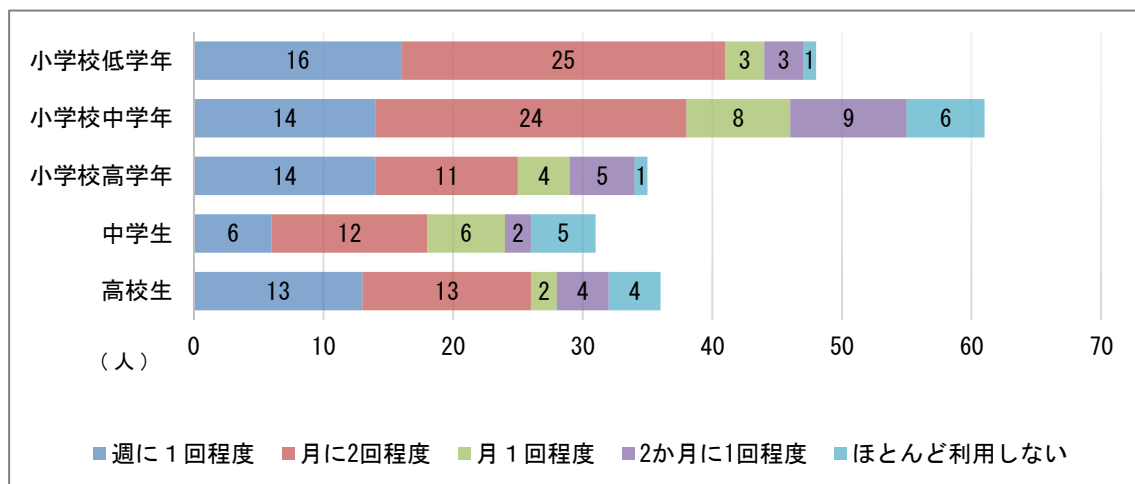
- (1)子 供 231 人
- (2)保護者 233 人

5 子供に向けたアンケートの集計結果

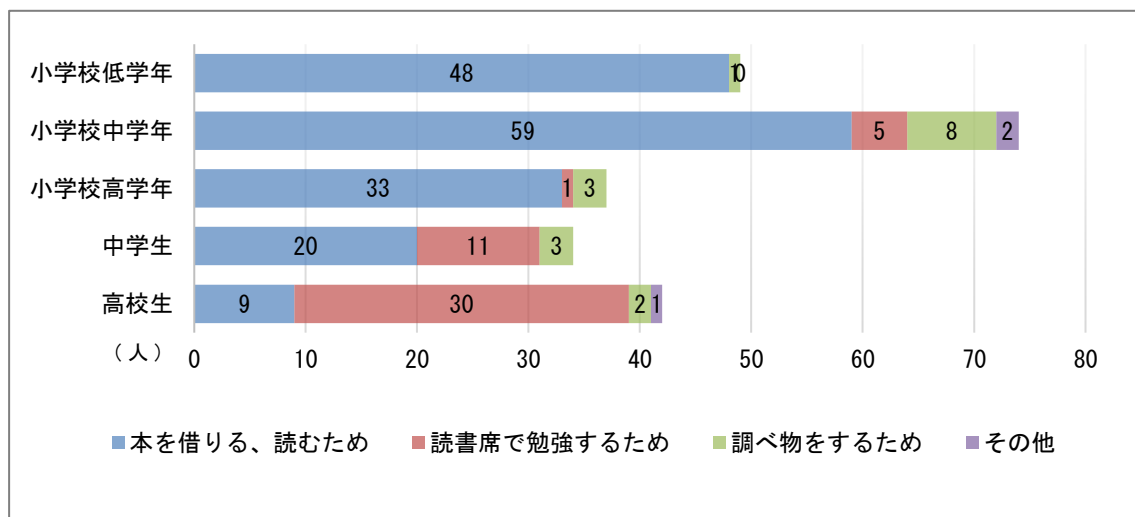
(1)あなたの学年を教えてください



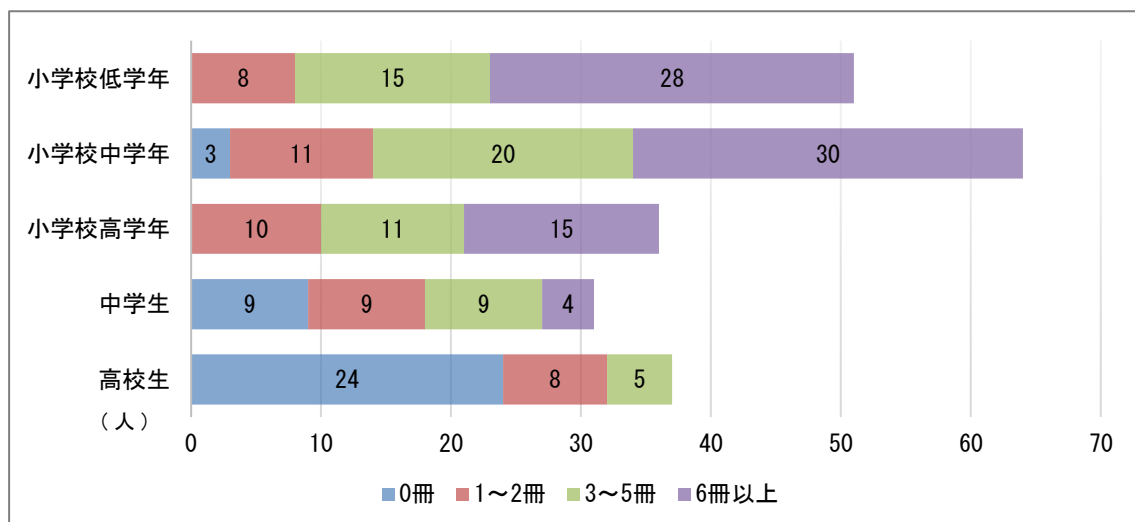
(2) 図書館にはどれくらいの頻度でいらっしゃいますか



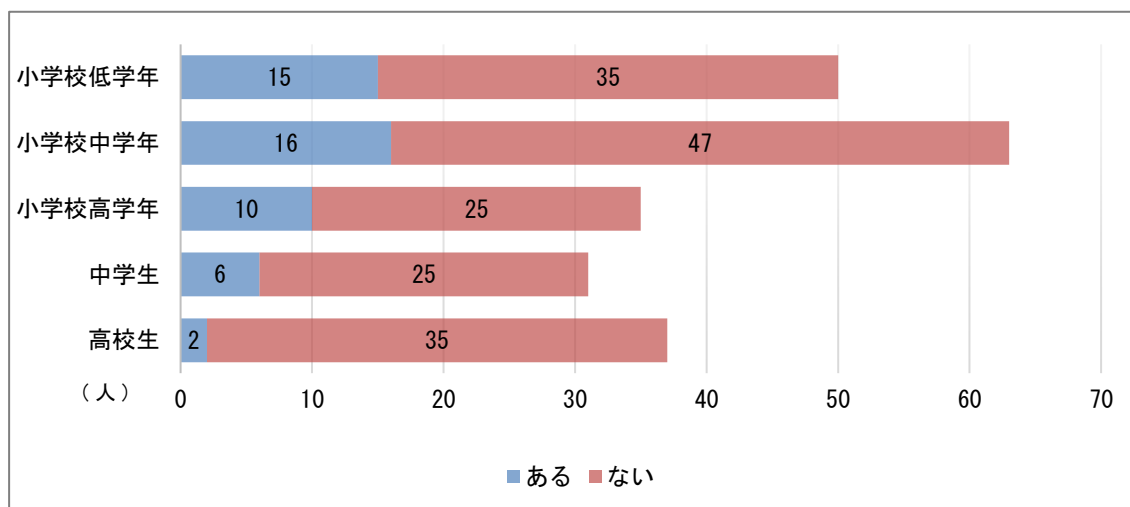
(3) 今日、図書館に来た目的は何ですか



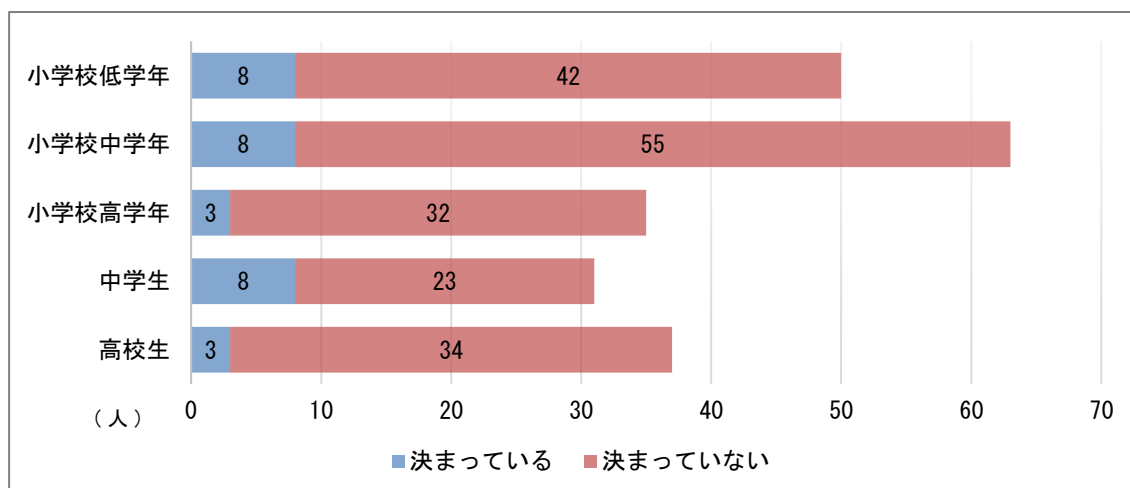
(4) 図書館に来ると何冊くらい、本を借りますか



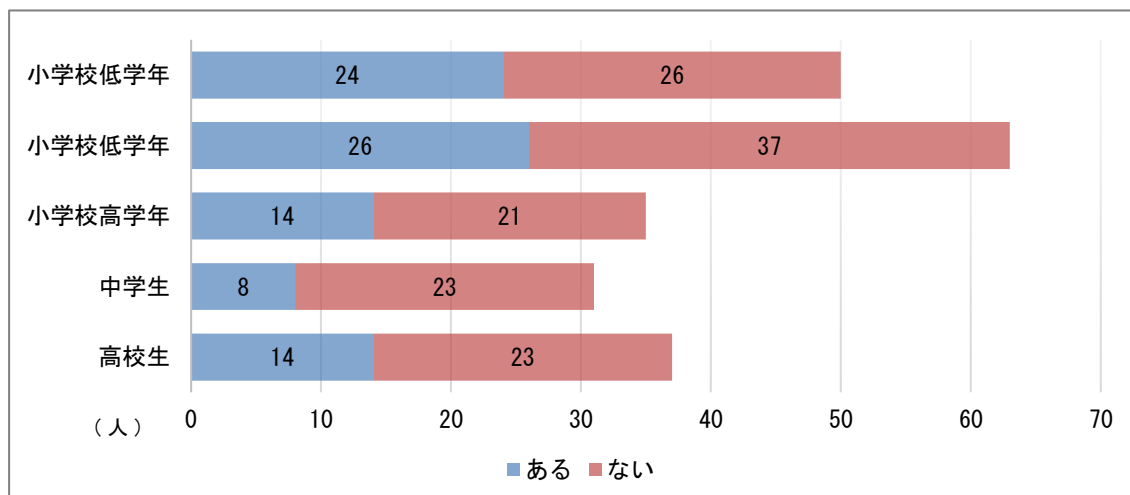
(5) 今までに図書館のイベントに参加したことはありますか



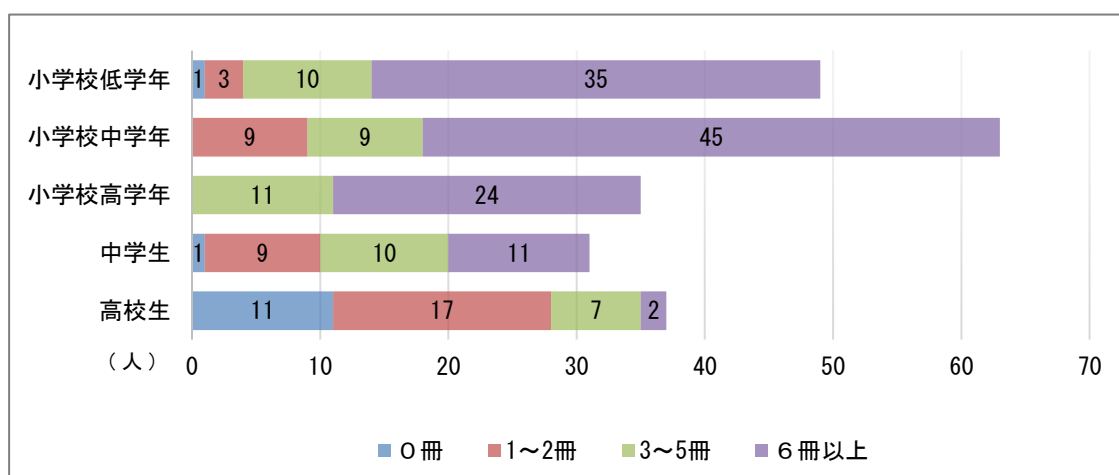
(6) 一日のうちで本を読む時間が決まっていますか



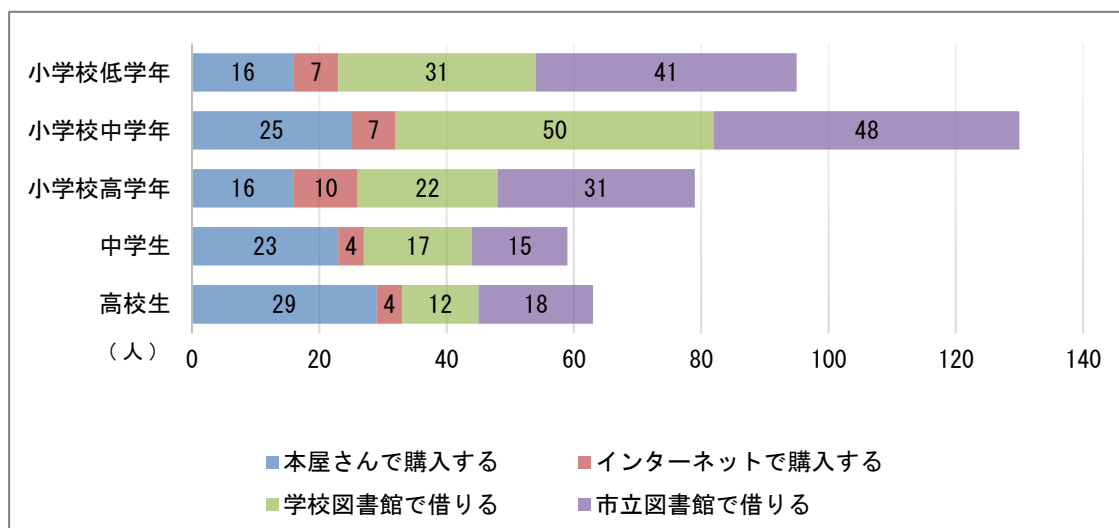
(7) 自分が読んだ本を保護者(お母さん、お父さんなど)の方も読み、感想を話しあったりすることはありますか



(8)月に何冊くらい本を読んでいますか

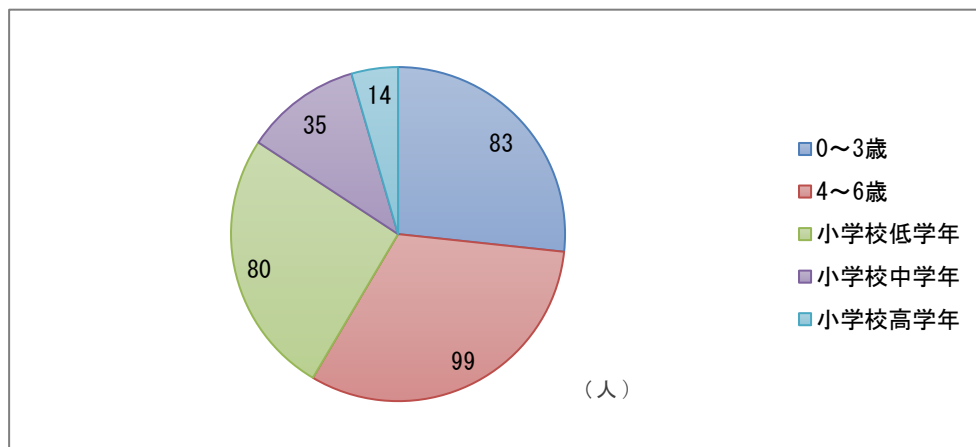


(9)読みたい本を、どのような方法で手にしていますか

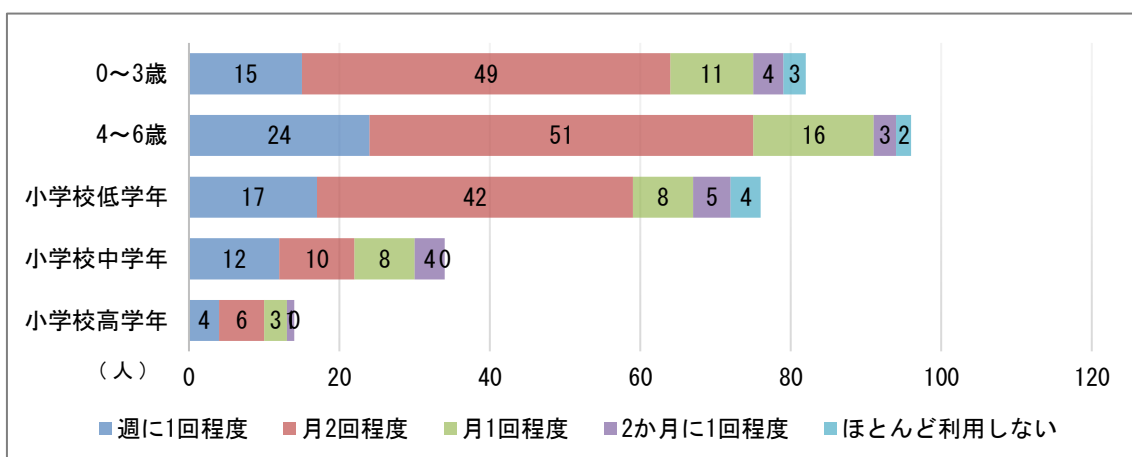


6 保護者に向けたアンケートの集計結果

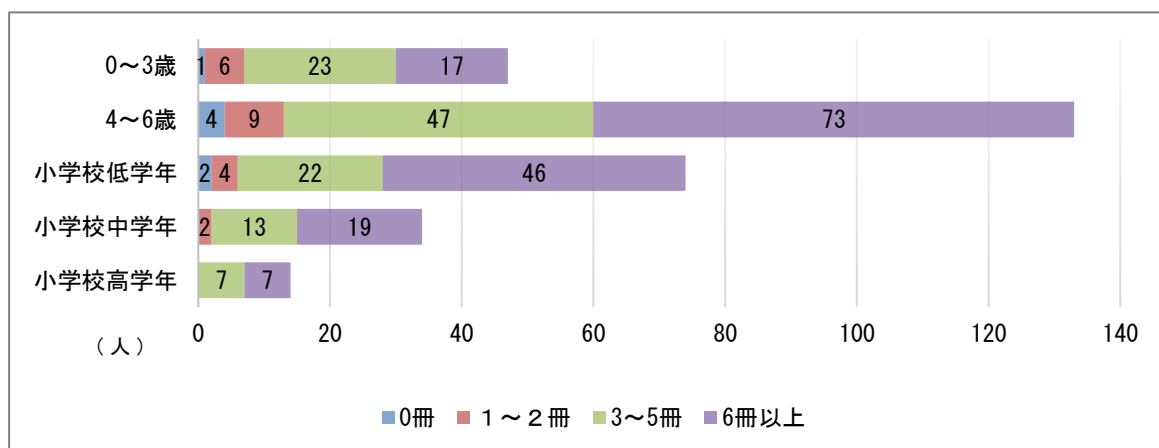
(1)一緒に図書館に来られたお子さんの年齢を教えてください



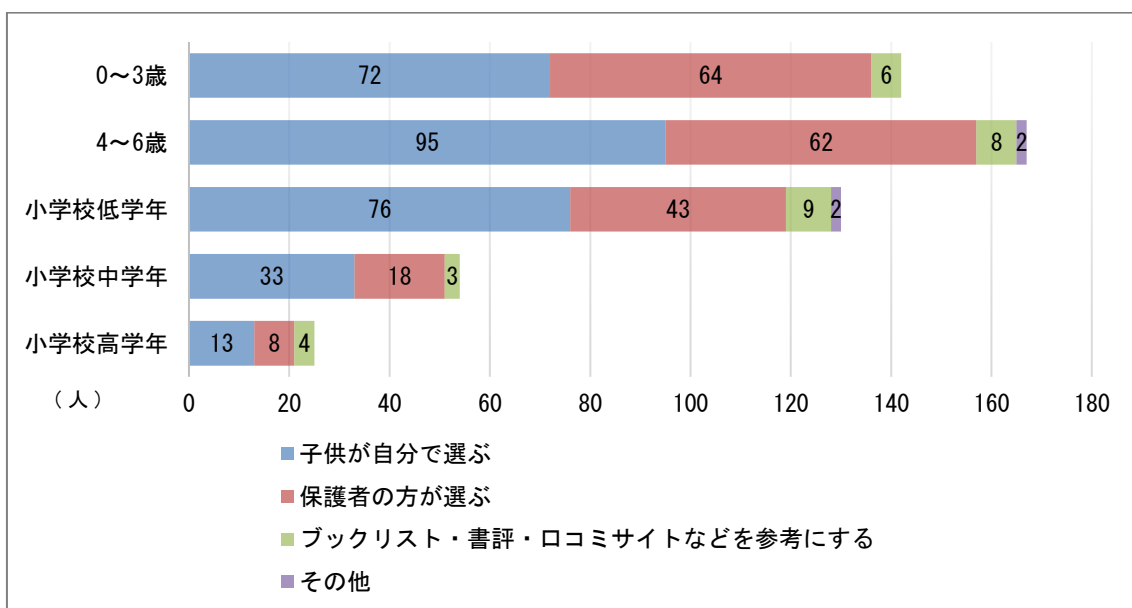
(2) 図書館にはどれくらいの頻度でいらっしゃいますか



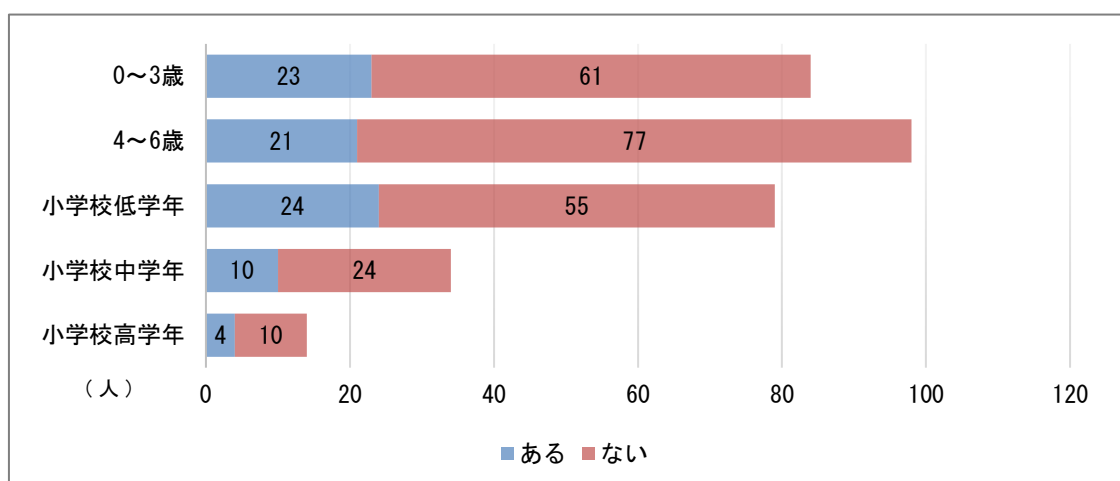
(3) 1回の来館でお子さんは何冊本を借りますか



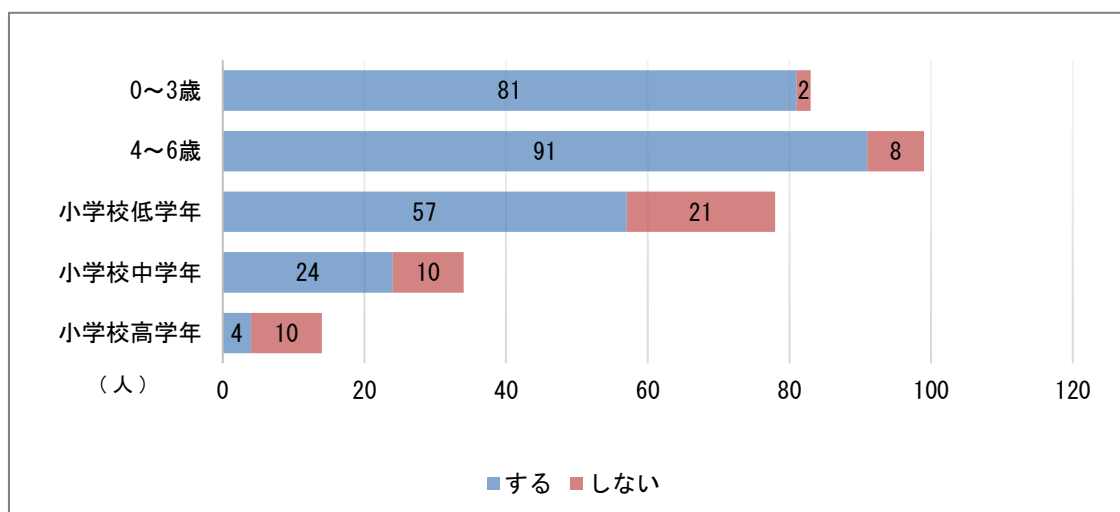
(4) 本はどのように選びますか



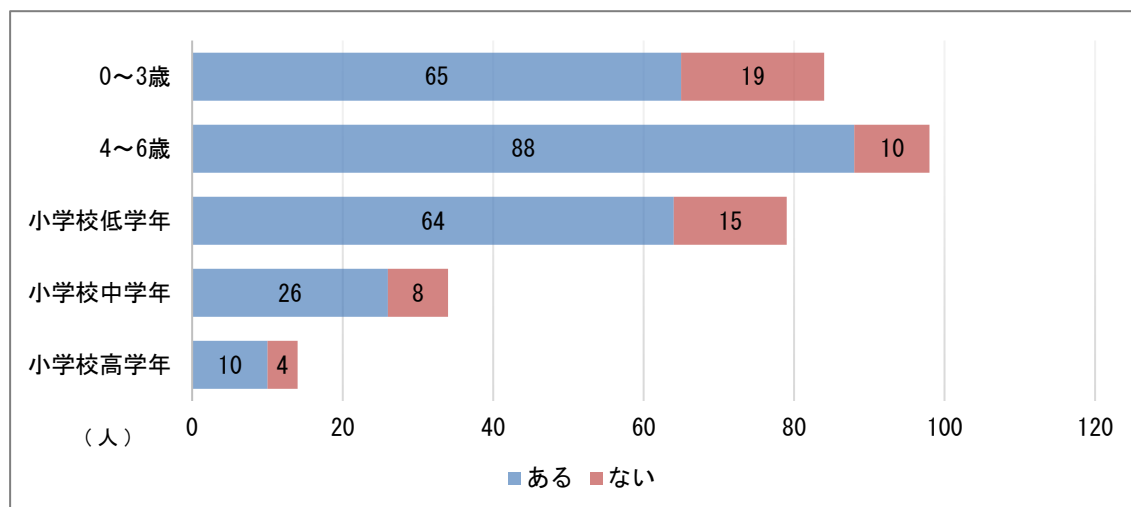
(5) 今までに図書館のイベントに参加したことはありますか



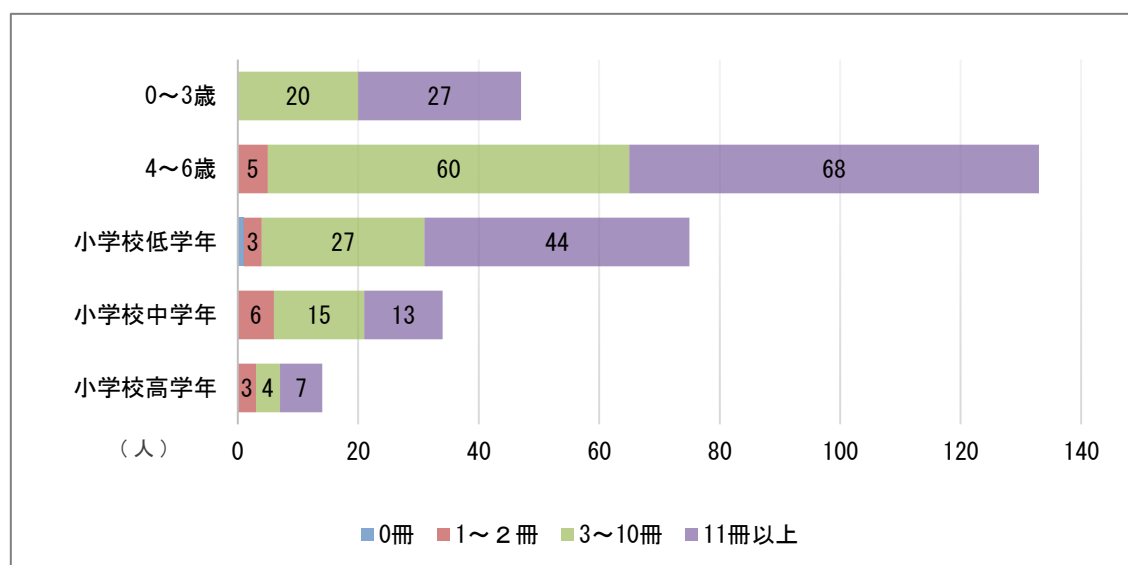
(6) ご家庭で読み聞かせはしますか



(7) お子さんが借りた、またはお子さんのために借りた本を保護者の方も読み、感想を話しあったりすることはありますか



(8) お子さんは月に何冊くらい本を読んでいると思いますか



＜資料6＞ 各公共施設の図書の状況(平成30年12月1日)

1 保育園

(1) 所蔵数

(冊)

保 育 園 名	種 別		合 計
	図 書	紙芝居	
第 1 保 育 園	1,369	228	1,597
第 3 保 育 園	755	145	900
第 7 保 育 園	564	188	752
乳 児 保 育 園	367	64	431
合 計	3,055	625	3,680

(2) 園外貸出数

(冊)

保 育 園 名	
第 1 保 育 園	816
第 3 保 育 園	454
第 7 保 育 園	193
乳 児 保 育 園	388
合 計	1,851

2 学童クラブの所蔵数

(冊)

学 童 ク ラ ブ 名	種 別				合 計
	図 書	紙芝居	漫 画	その他	
梅 園 学 童 ク ラ ブ	214	121	435	0	770
清 明 小 学 童 ク ラ ブ	300	80	300	100	780
四 小 学 童 ク ラ ブ	290	140	265	20	715
八 小 学 童 ク ラ ブ	219	77	277	0	573
竹 丘 学 童 ク ラ ブ	499	405	71	0	975
中 清 戸 学 童 ク ラ ブ	520	90	310	2	922
芝 山 小 学 童 ク ラ ブ	262	81	146	98	587
清 瀬 小 学 童 ク ラ ブ	249	52	629	51	981
三 小 学 童 ク ラ ブ	310	98	361	0	769
十 小 学 童 ク ラ ブ	216	74	140	0	430
合 計 冊 数	3,079	1,218	2,934	271	7,502

3 児童センター

(冊)

種 別			合 計
図 書	漫 画	そ の 他	
1,309	38	60	1,407

4 小学校・中学校

(1) 所蔵冊数

学 校 名	クラス数(組)	所蔵数(冊)	図書標準 の要整備 冊数	充足率
清 瀬 小 学 校	16	12,482	9,560	130.6%
芝 山 小 学 校	12	8,574	7,960	107.7%
清 瀬 第 三 小 学 校	12	11,249	7,960	141.3%
清 瀬 第 四 小 学 校	9	9,925	6,520	152.2%
清 瀬 第 六 小 学 校	18	13,067	10,360	126.1%
清 瀬 第 七 小 学 校	10	9,316	7,000	133.1%
清 瀬 第 八 小 学 校	13	11,299	8,360	135.1%
清 瀬 第 十 小 学 校	19	12,015	10,560	113.7%
清 明 小 学 校	14	11,010	8,760	125.7%
小 学 校 合 計	123	98,937	77,040	128.4%
清 瀬 中 学 校	10	10,105	9,600	105.3%
清 瀬 第 二 中 学 校	17	12,164	13,120	92.7%
清 瀬 第 三 中 学 校	10	8,025	9,600	83.6%
清 瀬 第 四 中 学 校	9	10,573	9,040	116.9%
清 瀬 第 五 中 学 校	9	9,630	9,040	106.5%
中 学 校 合 計	55	50,497	50,400	100.1%
合 計 数	178	149,434	127,440	117.2%

(2) 学校図書標準

ア 小学校

(冊)

学 級 数	蔵 書 数
1	2,400
2	3,000
3 ～ 6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7 ～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13 ～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19 ～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31 ～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

(冊)

学 級 数	蔵 書 数
1 ～ 2	4,800
3 ～ 6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7 ～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13 ～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19 ～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31 ～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

5 図書館

図 書 館 名	一般書(冊)	児童書(冊)	合 計(冊)	児童書の割合
中 央 図 書 館	99,591	17,691	117,282	15.1%
元町こども図書館	360	31,966	32,326	98.9%
下 宿 図 書 館	25,682	10,932	36,614	29.9%
野 塩 図 書 館	40,732	18,281	59,013	31.0%
竹 丘 図 書 館	50,667	20,069	70,736	28.4%
駅 前 図 書 館	88,994	1,858	90,852	2.0%
中清戸児童文庫室	504	1,187	1,691	70.2%
合 計 冊 数	306,530	101,984	408,514	24.9%

6 全機関所蔵児童書の合計数

(冊)

公立保育園	学童クラブ	児童センター	小学校中学校	図書館	合 計
3,680	7,502	1,407	127,440	101,984	242,513

<資料7> 取組一覧

1 地域や家庭における取組	
(1) 公立保育園における取組	【子ども家庭部子育て支援課】
① 読み聞かせ	
② 図書コーナーの整備	
③ 団体貸出による図書コーナーの拡充	
④ 図書の園外貸出	
(2) 学童クラブにおける取組	【子ども家庭部子育て支援課】
① 読み聞かせ	
② 図書コーナーの整備	
③ 団体貸出による図書コーナーの拡充	
(3) 児童センターにおける取組	【子ども家庭部児童センター】
① ボランティア・サポーターによる読み聞かせ	
② 放課後子ども教室推進事業	
③ 図書コーナーの整備	
(4) 子ども家庭支援センターにおける取組	【子ども家庭部子育て支援センター】
① 「つどいの広場」での読み聞かせ	
② 「つどいの広場」での読書環境の整備	
(5) 子育て関連団体による取組	【子育て関連団体・図書館】
① 子育て関連団体による読み聞かせ	

2 学校における取組	
(1) 学校図書館の蔵書の整備による取組	【教育部教育総務課】
① 学校図書館の蔵書の整備	
(2) 学校図書館運営支援員による取組	【教育部指導課】
① 図書の収集、保存、除籍	
② 学校図書館の整備	
③ 読書相談	
④ ボランティアとの協働体制の確立	
⑤ 読書活動推進委員会	
(3) 読書活動の取組	【公立小中学校】
① 「朝読書」の実施	
② 読書感想文	
③ 読書週間	
④ 音読	

(4) 学校図書館システムによる取組		【教育部指導課・公立小中学校】
	① データベースの作成	
	② 各種統計データ	
	③ 学校図書館システムの活用	
(5) 「清瀬の 100 冊」による取組		【教育部指導課】
	① 「清瀬の 100 冊」による読書活動の推進	
	② 「清瀬の 100 冊」による読書感想文コンクール	
	③ 「清瀬の 100 冊」の改訂	
(6) 図書館との連携による取組		【公立小中学校】
	① 団体貸出による図書の拡充	
	② 学習貸出による資料の補充	
(7) 新たな取組		【教育部指導課・公立小中学校】
	① ビブリオバトル	

3 図書館における取組		
(1) 資料収集事業による取組		【教育部図書館】
	① 児童用資料の収集と保存	
	② 特別展示用図書の収集	
(2) 元町こども図書館による取組		【教育部図書館】
	① 児童用視聴覚資料	
	② スペシャルおはなしのじかん	
(3) ブックスタート事業による取組		【教育部図書館】
	① ブックリストの作成	
	② 読み聞かせとブックリストの配布	
	③ 赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん	
	④ ブックスタート用図書の収集	
	⑤ 図書館読み聞かせボランティアの育成	
	⑥ 本とバックの配布	
(4) 児童サービス事業による取組		【教育部図書館】
	① 乳幼児から小学生向け展示コーナーの設置	
	② ティーンズコーナーの設置	
	③ おはなしのじかん	
	④ 図書館子ども会	
	⑤ 子ども映画会	
	⑥ 読書スタンプラリー	

(5)障害のある子供への取組		【教育部図書館】
	① ハンディキャップサービス	
(6)図書館広報事業による取組		【教育部図書館】
	① 学校訪問によるブックトーク	
	② 各種媒体を利用した広報活動	
(7)学校支援事業による取組		【教育部図書館】
	① 団体貸出	
	② 学習貸出	
	③ 施設見学・職場訪問	
	④ 職場体験学習	
	⑤ 学校図書館運営支援員との情報の共有	
(8)児童関連機関支援事業の取組		【教育部図書館】
	① 団体貸出	
	② リサイクル図書の提供	
	③ 図書の修理	
(9)その他の取組		【教育部図書館】
	① 「清瀬の100冊」による読書活動の推進	
	② 中清戸地域文庫室の運営	
(10)新たな取組		【教育部図書館】
	① 図書館読書交流会	
	② 公立保育園での読み聞かせ	

第 3 次清瀬市子供読書活動推進計画

発 行：平成 31 年 3 月
令和 6 年 1 月 改訂

発行者：清瀬市

編 集：清瀬市立図書館
清瀬市梅園 1－1－2 1